

経営革新計画支援補助金

地域中小事業者の事業革新を支援するため、経営革新計画事業に係る

下記の諸経費の一部を補助します。経営革新計画承認の際はご活用ください。

経営革新事業に係る

補助限度額

下記の諸経費の一部

を補助します

※対象要件あり

5万円

対象者

以下の①～③にいずれも該当する方

- ① 埼玉県知事より経営革新計画の承認を受けた者
- ② ①の承認を受けた計画期間中に計画に必要と認められる経費の支出、かつ当該費用を支出した年度中に当補助金を申請する者（当補助金の申請年度：毎年当年4月～翌年3月まで）
- ③ 飯能商工会議所の会員であること

対象経費

- 経営革新計画のテーマに即した広報費（チラシ印刷代、折込み代、ホームページ等の広報媒体の作成等に要する経費）
- 経営革新計画のテーマに即した設備・備品費（設備の付属備品・事業用設備・備品（ただし、汎用性のあるもの、消耗品は対象外。中古品については詳細裏面※1）
- 経営革新計画にあたって必要な、商標・特許費用、定款・登記更新、それらの手続きに伴う行政書士などの報酬、収入印紙代
- 経営革新計画の実施にあたり必要なソフトウェア費用（一部対象外の経費有。詳細裏面※2）

お申し込み前にまずはお気軽にご相談ください。

お問合せは
こちらまで

飯能商工会議所 中小企業相談所

〒357-0021 埼玉県飯能市本町 1-7
営業時間 9:00～17:00（土日祝日除く）

☎ 042 (974) 3111 (代)

ウェブサイト・フェイスブック・ツイッターでも情報発信しています

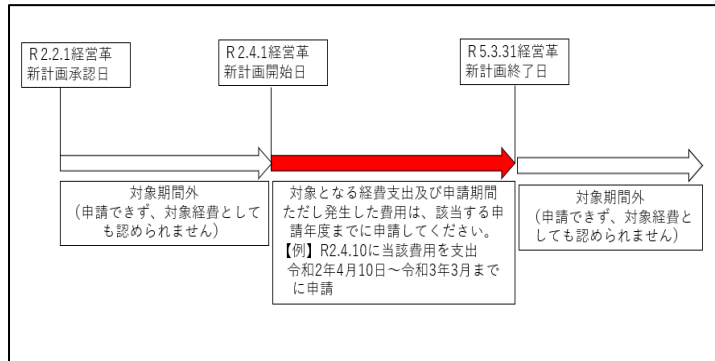
飯能商工会議所

検索

経営革新計画支援補助金

対象経費の支出と補助金申請の期間について

(例) R2. 2. 1 に経営革新計画の承認がなされ、その計画期間が R2. 4. 1～R5. 3. 31 (3 か年計画) の場合



提出書類

- ① 申請書 (様式第 1)
- ② 埼玉県知事発行経営革新計画承認書の写し
- ③ 申請経費に係る領収証等の写し (支出内容が不記載の場合は明細のわかる資料を添付すること)
- ④ 申請経費に係る購入物のわかる資料 (写しや写真など)
- ⑤ 振込口座通帳 (見開きページ)

※1 中古品の備品・設備の留意点

- 2社以上の相見積をとり、最も安価な見積りにて購入すること。(ただし、見積書と同等の内容であれば他の資料でも代替することができます)
- 購入する中古品については、最低1年以上の修理保証書があること。(なお、修理保証にかかる費用については対象経費として含めることができます)

※2 ソフトウェアの留意点

- 新規購入・計画期間中の利用料のみ。既存購入の利用料や計画期間外の利用料・更新料は対象外

補助金交付までの流れ

1. 商工会議所へ相談



2. 補助金交付申請書提出



交付決定通知受領

3. 補助金交付

補助金額・補助率

	法人	個人事業主
限度額	5万円	
補助率	100%	

受付・申請

飯能商工会議所 中小企業相談所

TEL : 042-974-3111

所在地 : 飯能市本町1-7

営業時間 : 9:00~17:00

受付・申請方法 : 営業時間内に窓口にて申請をお願いします。

